

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：初島電設株式会社

業者の住所：和歌山県和歌山市冬野1359-7

2 指名停止措置期間：令和8年3月11日から令和8年4月10日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県

4 事実概要

同社は、和歌山県発注の公共工事において、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また、施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年12月22日、建設業許可行政庁である和歌山県知事から監督処分（指示処分）を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	